

質問事項 フッ化物洗口事業の取組みについて

湯川市議：フッ化物先口は、虫歯予防効果アップにつながる事業として、県内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の 288 か所で実施されている。始良・伊佐地域振興局内の伊佐市・湧水町においては保育園・幼稚園で実施されている。また霧島市においては、市の方針でフッ化物先口事業を保育園・幼稚園・小学校で実施されている。始良市においては、25 か所の保育園施設のうち 11 か所の保育園で取り組まれ実施されている。本市も霧島市同様、虫歯予防の効果アップのために、保育園・幼稚園・小学校までフッ化物先口導入を図れないか。

教育長：フッ化物洗口については、むし歯予防への効果については否定しないが、集団でのフッ化物洗口を国や県は、推奨しているのではない。実施する場合は、厚労省ガイドラインに沿って、効果や安全性など十分な説明と同意を得て、実施するとなっている。本市の実態として小学校 6 年生での健全歯率は、53%と良好であることやフッ化物洗口を実施していくには、管理・安全・予算など課題も多く学校での集団フッ化物洗口の導入は予定していない。学校では、年間指導計画の中で歯科保健指導や給食後の歯磨き指導そしてむし歯治療に取り組んでいる。

湯川市議：どうしてすべての保護者の同意が必要なのか。市が導入方針をもって進めていくべきだ。

教育長：国も県も勧めていないことや本市の DMF 指数 0.88 本の結果からも、先取りしていく必要があるのか。また、学校が実施する場合は、保護者の同意が必要となる。

健康増進課：厚労省フッ化物洗口ガイドラインに、実施する時は、説明責任と同意について明記されている。インフォームドコンセントが重要である。

湯川市議：すでに霧島市などは、市の方針で導入が進んでいる。始良市は遅い。他の市を見習うべきである。そうでなかったら市民がかわいそうだ。市の方針をなぜ出せないのかこの議会の答弁はインターネットで配信される。市民は見ている。歯科予防への充実を図るべきではないか。

教育長：先ほどの答弁のとおり、歯科予防の充実として学校では、歯科指導や治療率について年間を通じて取り組んでいる。霧島市の小学校での導入については、今のところモデル校 2 校が実施しているということである。

湯川市議：では、フッ化物洗口事業として学校での集団フッ素洗口について講習会を開催し普及を図るべきである。始良市は、今まで説明会を実施したか？

教育長：始良市として学校での集団フッ化物洗口について方針を打ち出していないので説明会や講習会を実施していくことはない。

湯川市議：歯科医がこんなにフッ化物洗口によってむし歯予防に一生懸命なのに、行政がストップをかけるのか。子どもたちのむし歯をそのままにしているのか。説明会を開催すべきである。

教育長：学校は、保護者・関係機関と連携し、歯科保健の取組みを学校保健委員会などを通して実施している。市としてフッ化物洗口の説明会をする段階ではない。

湯川市議：教育長でなく、学校での集団フッ化物洗口についての方針を市長に問いたい。

市長：学校でのことは、教育長に任せている。

湯川市議：市長も教育長と同様にげるのか。

市長：市長として、教育長の判断を良と思う。